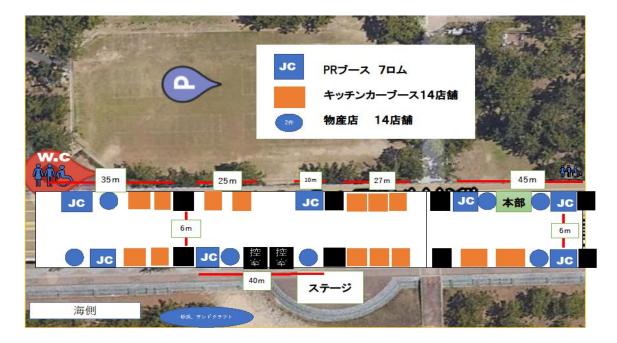
企 画 書 (案)

1	主催者名	団体名	泉州地域青年会議所合同例会+
		責任者	松下 雄平
		担当者	
		連絡先	住所 大阪府岸和田市別所町3-13-26 商工会議所3階
			電話番号 072-439-7584
			メールアト゛レス info@kishiwada-jc.or.jp
2	申請者以外の協	ぬ賛・後接	爰など _ 堺市、高石市、和泉市、泉大津市、岸和田市、
			_ 阪南市、岬町後援
3	催物タイトル		2022年度泉州地域青年会議所合同例会
			_ SENSHU ビーチサイドフェス 2 O 2 2
4	開催場所	二色の淵	兵公園 (沢地区) 脇浜地区・海浜緑地 ←利用エリアに〇
		使用した	こい施設があれば記入 施設
			

(※使用範囲を具体的に公園図に記入し添付のこと)

5 会場計画



※事前準備、当日、撤収を含めたステージ・音響設備・仮設電源・テント棚・看板・車両の出入り(原則禁止・通行許可証の申請要)等があれば記載してください。

- 6 使用日時 2022 年 6 月 25 日 (土) 13 時 ~17 時【 前日準備 】 2022 年 6 月 26 日 (日) 7 時 ~18 時【 開催当日 】 ※【 】内は、第一・第二希望や雨天順延日など記入下さい ※準備及び撤収に必要な時間も含めて記載してください
- 7 イベントの内容について イベントの開催目的、趣旨及び内容

今回、まずは感染対策を万全に行った上で、社会の雰囲気に飲み込まれず継続できる模範となる事業を主催し、青年会議所運動を広く発信します。また地域経済の再起、奮起をかけ地域活性化する為にも、本事業では各地青年会議所メンバー間の交流を深め情報共有し、7LOM 合同ブースを設け、一般参加者の皆様に参加いていただける職業体験ブースなどを設営します。

その他、地域の特産物産のブース出店、キッチンカーを誘致しての飲食業界の活性化、更には小学校など必修科目にもなり、またパリ五輪で追加種目となったダンスを取り入れ、キッズダンサーを誘致してのステージパフォーマンスを行い、子供たちをターゲットにする事でファミリーでの参加が増え、幅広い世代で楽しめる事業を行う事で活気ある泉州地域を取り戻します。

- ② 参加予定者数見込み 1000 人程度
- ③ 当日のプログラム (タイムスケジュール)
 - ・参加料の徴収するプログラムの有無についても記載すること
 - ・傷害保険の加入の有無についても記載すること

※既存のプログラムの添付でも構いません。

日時/場所	6月26日(日) 8:00~17:30(定例会開会9:00 事業開会10:00~) / 二色の浜公園						
司 会	泉州地域青年会議所合同例会 佐近 悟						
タイムスケジュール							
8:00	準備						
9:00	定例会開会						
	国歌斉唱						
	JC ソング斉唱						
	JCI クリード唱和						
	JCI ミッション並びに JCI ヴィジョン唱和						
	JC 宣言文朗読並びに綱領唱和						
	副会長挨拶	泉州地域担当副会長 山下直人					
	趣旨説明	泉州地域青年会議所合同例会 座長 松下雄平					
	定例会閉会	各ブース最終準備					
9:30	各ブース最終準備						
10:00	事業開会	午前の部のクイズラリー受付開始(12時回収)					
10:00	7LOMブース・サンドクラフト・キッチンカー・物産展 開店						
10:10	ステージパフォーマンス	堺高石JC					
10:40	ステージパフォーマンス	泉大津JC					
11:10	ステージパフォーマンス	和泉JC					
11:30~12:00	7LOM順に登壇PRタイム	ゆるキャラ集合各 LOM ごとに登壇 ゆるキャラ全員集合して登壇					

12:00~13:00	昼休憩	午前の部クイズラリー終了午後の部クイズラリー受付開始
13:00	ステージパフォーマンス	岸和田JC 午前の部クイズラリー結果発表
13:30	ステージパフォーマンス	泉佐野JC
14:00	ステージパフォーマンス	泉南JC 午後の部のクイズラリー終了
14:30	ステージパフォーマンス	貝塚JC
15:00	ステージ閉会	午後の部クイズラリー結果発表
15:30	7LOMブ-	ース・サンドクラフト・キッチンカー・物産展 閉店
15:30	事業閉会	
17:00	車輛搬出入開始	
18:00	解散·撤収	

④ 物品を販売する場合には、販売物品のリスト及び販売価格 ※販売に当たり、許可を要する物品を取り扱う場合には該当する 許可(免許)の写しを提出すること

販売する品目名	販売単価(円)
現時点では未定	

8 運営体制

本 部 全体統括 松下 雄平 本 部 合同プース担当 更衣室 駐車場 司 会・音響 責任者 責任者 責任者 副責任者 責任者 副責任者 責任者 副責任者 佐近 佐納 出口 阿水 大六野 浦田 山本 勘野 寺原 金子 阿波屋 星合 木原 太川 樫原 大橋 河本 正木 堀本 山林 樫原 左農 キッチンカー・物産店 渡邊 _OMプース兼任(貝塚JC) 責任者 副責任者 小野寺 河本 越見 谷口 渡邊 長尾 蓮池 針谷 石橋 山本

SENSHU ビーチサイドフェス2022

※受付終了後は速やかに各担当場所へ行ってください。

※ブース担当に際し、分担表で横並びになっているのがコンピとなっていただきどちらかは各ブースに必ずいてください。



※運営スタッフ人数・会場設置物などを記入。会場レイアウト図も提出。 ※既存の添付でも構いません。

9 事故防止計	阃
---------	---

※交通機関の確保(臨時バス 駐車場の確保など)、周辺交通の整理(警察署への依頼など)、利用者の誘導(動線計画・整理誘導作業など)、連絡体制 (無線、仮設電話等による通常及び緊急体制など)、警備体制、救護体制 (救護所の設置・医師の手配など) 等

※既存の添付でも構いません。

10 環境衛生対策

緊急時対応 (設置・定義)

対策本部の設置

- ①緊急事案が発生した際は、対策本部を設置し協議の上、3項以降の内容を的確に 指示、確認、決定をする
- ②対策本部は、緊急事案の発生時期により次の場所へ設置する
 - A 事業開催日前日まで →運営担当 正副
 - B 事業開催日
 - →運営本部内

緊急事案の定義

- ●殺人、強盗、傷害事件等の発生及び予告
- ●雑踏事故、交通事故等の各種事故の発生
- ●火災及び、傷病者発生等の消防救急事案
- ●酔っ払い、精神異常者、迷子等の保護事案
- ●爆破予告
- ●爆発物発見
- ●不審物発見(異臭物も含む)
- ●地震、集中豪雨等の災害事案
- ●台風、落雷等の各種警報発令時
- ●その他、イベントの円滑な運営に支障を及ぼす事案

■ 実施判断時間

- ①21日前の社会情勢を加味した判断
- ②14日前の社会情勢を加味した判断
- ③7日前の社会情勢を加味した判断
- ④事業前日までの状況判断
- ⑤事業当日朝5時(担当委員会スタッフ会場立合い時)
- ⑥事業開催前(開場3時間前)
- ⑦事業開催前(開場1時間前)
- ⑧会場周辺の状況により判断
- ⑨事業本番中は適宜状況により判断

緊急時対応 (措置要綱)

措置要領

対策本部は下記事項について的確な指示・決定等を実施する

- (1)指示
- ① スタッフの現場急行
- ② スタッフへの一斉通報
- ③ 関係機関への通報
- ④ 続報の収集、通報・連絡
- (2)確認事項
- ①事案の概要把握
- ②負傷者、病人の救出救護
- ③顧客の避難誘導
- ④交通誘導
- ⑤現場広報
- ⑥現場保存
- ⑦マスコミ対策
- ⑧会場周辺施設の警戒
- ⑨二次災害、被害の拡大防止措置
- (3)通報
- ①関係省庁
- ②救急、医療関係
- ③交通機関
- ④各関係機関
- (4)措置事項
- ①事案概要の記録
- ②当事者、負傷者等の人定把握(避難人員・病院搬送先)
- ③参考人、目撃者の把握
- ④応援体制の検討
- ⑤被害の確認、事案終息の見通し
- ⑥任務付与の検討
- ⑦装備資器材の手配
- ⑧後方支援体制の構築
- (5)決定事項
- ①検索(日時・場所等)
- ②事業の中止
- ③避難誘導
- ④収束
- ⑤マスコミ対応
- ⑥その他

緊急時対応 (中止等決定基準)

判断基準

《中止判断の基準》

- コロナウイルス感染拡大防止の為緊急事態宣言が開催日に発令中の場合
- 気象庁による警報発令(台風上陸・暴風・暴雨・雷など) (AM8:00時点で警報発令中の場合は中止とする)
- ●地震発生により市町村の避難勧告が発令された場合
- ●会場が閉園となる場合
- ●各関係省庁から開催中止の指示が発生した場合
- その他、来場者の安全が保証できない事象が継続して発生した場合
 - ・警報は出ていないが局地的な暴風の継続で被害が拡大する場合
 - ・警報は出ていないが局地的なゲリラ豪雨の継続で被害が拡大する場合等

《一時中断(一部活動停止)の基準》

- 気象庁による注意報の発令(台風上陸・暴風・暴雨・雷など)
- 地震発生により出展ブースに被害が発生した場合
- 会場周辺での火災発生(火災状況・被害状況を判断)
- 熱中症や食中毒の集団発生で関係省庁の捜査・査察が必要な場合
- 危険物の発見・爆発予告の発生で関係省庁の捜査・査察が必要な場合
- 会場内での事件・事故発生で来園者の安全が保証できない場合
- 各関係省庁から一時中断(一部活動停止)の指示が発生した場合
- その他、来場者の安全が保証できない事象が継続して発生した場合
 - ・注意報は出ていないが局地的な暴風が発生した場合
 - ・注意報は出ていないが局地的なゲリラ豪雨が発生した場合
 - ・注意報は出ていないが局地的な雷雲が発生した場合

《イベント再開の基準》

一時中断(一部活動停止)した事象が収束し、安全に事業が行える環境が整ったと 判断された場合に、対策本部及び、各関係省庁の担当者と協議した上で、 イベントの再開(一部再開)を行うこととする

緊急時対応 (決定事項告知)

イベントの中止・一時中断、及び再開時の告知について

■ 前項の事象が発生した際に、来場者(来場予定者)及び出展者に対して、 下記の方法にて情報発信を行う事で、情報共有と混乱回避を図る

《開催前日までの事象発生時》

事象発生時より来場予定者及び出展者に対して情報発信を行う また、経過情報の発信を適宜行う

- ●ホームページによる情報発信(総務広報委員会より適宜HP更新)
- ●電話連絡による情報発信(各ブース担当者より出展者へ電話連絡)
- メールによる情報発信(各ブース担当者より出展者へ適宜メール配信)
- SNSよる情報発信(総務広報委員会より適宜更新)

【情報内容】

- ・事象の発生内容と事業開催への影響(展望)
- ・定期的な情報収集のお願い
- ・事象の経過報告と実行委員会の事業開催の意向表示

《開催前日までの中止決定》

対策本部が協議の結果、事業中止を決定した場合は、速やかに情報発信を行う

- ●ホームページによる情報発信(総務広報委員会よりHP更新)
- メールによる情報発信(ブース担当者より会員・出展者へメール配信)
- 各出展者への連絡(出展担当者より電話連絡)
- 当日、会場入口での告知

【情報内容】

- ・事象の発生内容と中止決定理由の表示
- ・事後対応方法の告知(出展者対応)

《開催当日の事象発生時》

事象発生の発見もしくは報告を受けた段階で必要があれば速報として情報を発信 協議中も適宜、更新情報を発信

- 会場内アナウンスを利用した情報発信(事業責任者よりアナウンス)※場合によっては会場内の放送設備による案内も行う(会場担当者へ依頼)
- ●メールによる情報発信(ブース担当者より出展者へ適宜メール配信)
- ●ホームページによる情報発信(総務広報委員会より適宜HP更新)

【情報内容】

- ・事象の発生内容とイベント開催継続への影響
- ・来場者の安全への影響、及び注意呼びかけ
- 事象の経過報告と協議状況の経過速報

雷等・荒天時対応

■続発するゲリラ豪雨に伴い、雷雨が急に発生した際は、下記の事項を留意して イベント会場の運営及び告知活動を行う事とする。

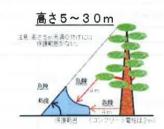
- 《電の性質》 (a)大気が不安定な時に、局地的上昇気流によって、雷雲(積乱雲)が発生する。
- (も)積乱要がもくもくと成長するのが見えたら、数分後に落雷の危険がある。 (c) 「ゴロゴロ」と雷鳴が、かすかにでも聞こえ始めたら、そこに落雷する危険がある。 (d)雷は雨が降る前に発生し、落雷する。
- (e)落雷の危険は、雷雲が消滅するまで続く。

緊急避難時の心得

- ・樹木(小枝や葉も含めて)の4m以内に近づかない。
- 木のそばへの避難は、自殺行為。
- ・雨が降っても、絶対に傘はささない。(20cmの高さの差が、生死を分ける場合もある。)
- ・ゴム長靴・ビニールレインコートを身に付けていても、少しも安全にならない。・
- 金属類は、そのままを身につけておいても雷を引き寄せない。
- ・低い姿勢を取る時は、寝そべらず、両足の間隔を狭くしてしゃがみ、指で両耳穴をふさぐ。(足を広げておくと、落當時に地面を流れる電流が体を谑れ、負傷する。)
- ・落雷のあと、次の雷が落ちてこない安全時間というものは無い
- ・落雷が起きる直前地面の電位が大幅に変化するため、「口の中に鉄の味が広がり、髪の毛が逆立ち、空気が静電気を帯びたように皮膚がピリピリと感じる。」との落雷被害者の報告がある。
- その際には、その場から出来るだけ安全度の高い場所へ、必ず姿勢を低くして全力で逃げる。

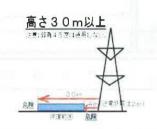
《事業実施の協議》

- ●各事象判断基準一覧の「該当する」項目に準じて協議及び判断を行う
- ●あらゆる手段を講じ、情報収集に努める。集まった情報を総合的に勘案。
 - 更に監督省庁の動向を確認しながら、お客さまの安全を第一に検証する
 - ①監督省庁や自治体からの「自粛要請」があった場合は「フェーズ2」として 協議を行う事とする
 - ②監督省庁や自治体からの「中止要請」があった場合は「フェーズ3」として 協議を行う事とする



《雷雲の動向によるイベントの実施ついて》

- ●公園近隣に雷雲発生
- ・本部アナウンス係りは、注意を呼び掛ける場内アナウンスを入れる。
- ・「岸和田青年会議所」のホームベージへの掲載などで、注意を促すと共にイベント開催への影響を配信する。
- ●公園上空に雷雲発生
- 一時中断とし、来場者、出展者を非難誘導する
- ●雷雲が遠ざかった際
 - ・出展者から順次場内へ戻って頂き、現状復帰作業に入って頂く。
 - ・安全部会は場内の安全チェックを行う。
 - →雷雲再発生の見込みが無く、場内の安全確認が取れた後、事業再開とする



地 震 対 応

■地震は突如迫りくる。大規模地震が発生した際は、下記の事項を留意して会場の運営及び告知活動を行う事とする。

緊急避難時の心得

■まずは身の安全を確保する

周囲の倒れてくるものや、落下物から身を守る事を最優先しましょう。 近くにあるもの(カバンなど)で、頭を保護し、安全な場所に移動します。 ※安全な場所とは、周囲から倒れてくるものやガラスが飛び散ったりするおそれがない場所を指します。※近くに頭を 保護するものが何もない場合は、両手をしっかり組んで頭の上に置きます。

■火元を消す

都市型の地震は、二次災害の火災の発生による被害が一番多いと言われます。 最初の小さな揺れを感じた時に、まず火元を消す習慣をつけておきましょう。 突然グラッと来て火を消す余裕がない時は、無理に消そうとせず、身の安全を確保した上で周囲の状況を見ながら火 を消します。

火元が消せなかったとしても、火は周囲に燃え移るまでに3~5分かかりますので、大揺れがおさまってから消しても決して遅くはありません。 消火器の他、テーブルクロス、バケツなどをかぶせて空気を遮断した後、上から水をかけるのも有効です。

慌てずに落ち着いて行動しましょう。

■揺れが収まったら

- ・傾いた建物・石塀・ブロック塀・自動販売機など、倒壊のおそれのあるものには近寄らないようにしましょう。
- ・建物の下を歩く場合は落ちてくるガラス片などが危険なので、カバンなどを持っている場合には、頭上にかかげ頭を守りましょう。
- ・道路のアスファルトがめくれたり、ひび割れしている場所には近寄らないようにしましょう。
- ・感電の恐れがあるので、たれさがっている電線に注意して触れないようしましょう。
- ・火災が起こっている場合、火災の風上へ避難しましょう。 (煙対策にぬれたタオルなどで口にあてがう)

《事業実施の協議》

- ●各事象判断基準一覧の「該当する」項目に準じて協議及び判断を行う
- ●周辺の状況の把握、ラジオからもたらされる情報を勘案。

※飲料水の確保、仮設トイレの設置、ゴミ箱の設置・ゴミ袋の配布(園外処分・清掃処理)、 気象による参加者への影響(熱中症など)、周辺住民の理解・協力依頼など。 (近隣の迷惑となりますので音楽は禁止しています)

※既存の添付でも構いません。

11 公園内の樹木・芝生・草花等への影響

樹木を使った活動、芝生の上での企画は現時点では無く、 草花等の対しての配慮を心がけます。

※樹木を利用しての看板設置・花壇への侵入・芝生を傷つける行為は禁止です。

- 12 その他必要な添付書類
 - 申請団体の概要(定款等、役員名簿を含む)※個人の場合は不要
 - イベント開催に関する収支計画書
 - 傷害保険に加入する場合には、加入内容がわかる書類(パンフレット等でも 可)
 - イベントプログラム・概要
 - 会場レイアウト図
 - ・ 飲食店は大阪府内で許可された営業許可証のコピーとメニュー一覧を提出
 - 概要がわかる、ポスターやチラシ
 - ・ その他、指定管理者及び土木事務所が必要とする書類

【注意事項】

- 〇企画書の提出の後に、指定管理者及び土木事務所との協議・調整に一定の期間 が必要ですので、ご注意ください。
- ○二色の浜公園各エリア・施設には安全確保のため 禁止行為などのルールを 設けております。必ずホームページの禁止事項・注意事項をご確認頂き順守下さい。 ※園内は貸切ではございません。他の来園者にご配慮下さい。
- ○催物の内容は一般の来園者みなさまが楽しめる企画をお願い致します。
- ○来園者の通行の妨げになるような行為、近隣住民の方の迷惑になる行為は 絶対におやめください。違反した場合は中止・撤去いただくことがございます。

≪コロナ感染症対策について≫

園内や施設などでの新型コロナウィルス感染症の感染拡大を防ぎ、ご利用頂ます皆様の健康を守るために 以下の点を厳守のうえ ご利用いただきますよう、強くお願い申し上げると共に、

大阪府指定の『コロナ感染症対策チェックリスト』を提出し承認のもと開催いただきます。

- ①次の症状がある方、該当する点がある方は来園をご遠慮下さい。
 - ・風邪の症状(くしゃみ、咳、発熱など)、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ、痰、胸部不快感、 同居家族や身近な知人に感染者・感染が疑われる方がいる方、その他感染が疑われる症状のある方
- ②大阪府が定めた、収容人数制限や感染症対策のガイドラインを厳守して下さい。
- ③大阪コロナ追跡システムを必ず導入して下さい。
- ④『コロナ感染症対策チェックリスト』は、内容に応じた個別書類を担当者よりお渡し致します。
- ⑤上記チェックリストを大阪府に提出承認頂かなければ開催は出来ません。
- ⑥当日、上記チェックリスト記載の対策が実施出来ていないと判断した場合、途中であっても中止して 頂きます。

